

## 環境技術実証モデル事業

### 閉鎖性海域における水環境改善技術分野ワーキンググループからの提言

モデル期間終了後の制度設計に当たり、以下の点にご留意いただきたい。

提言 1：複数年にわたり実証試験を継続できる制度とすること。

同一の技術について年度を越えて、あるいは複数年に渡って実証試験を行う必要がある技術があることに鑑み、そのような実証試験の実施が可能な制度であることが強く望まれる。主な理由は以下の通りである。

- 周辺自然環境の周期変化や特異的な自然現象など、自然条件による影響から実証対象技術の効果を分離するためには、複数年に渡り実証試験を継続する必要がある。
- 生物生育環境の改善技術等、効果が顕在化するのに時間のかかる技術がある。
- 生物生育環境の改善を実証するためには、通年で試験を行う必要がある。

提言 2：環境技術開発者による、実証試験結果の活用を促進すること。

本事業は、実証試験にかかる費用の多くを環境技術開発者が負担している。現在は、実証対象技術に ETV マークを使用でき、実証試験の結果が環境省HPで公開されるというメリットがあるが、さらに環境技術開発者側に対するメリットを引き出す施策が望まれる。その一つとして、本事業の成果をどのように活用できるのかについて、ユーザーに提案・情報提供する、といった施策も有効と考えられる。以下に、このような情報提供施策の案を示す：

- これまでの実証成果の活用状況を詳細に追跡調査し、「良好事例集」を作成・頒布する。
- 実証試験結果報告書を活用できるような公的事業について、ユーザーに情報提供する。

該当する公的事業の例：

- 国土交通省の運用する技術データベース（NETIS）への登録申請